

第9期

愛川町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画【概要版】

令和6年度～令和8年度

～ いつまでも ころろ豊かに いきいきと
ふれあいとささえあいのまちづくり ～

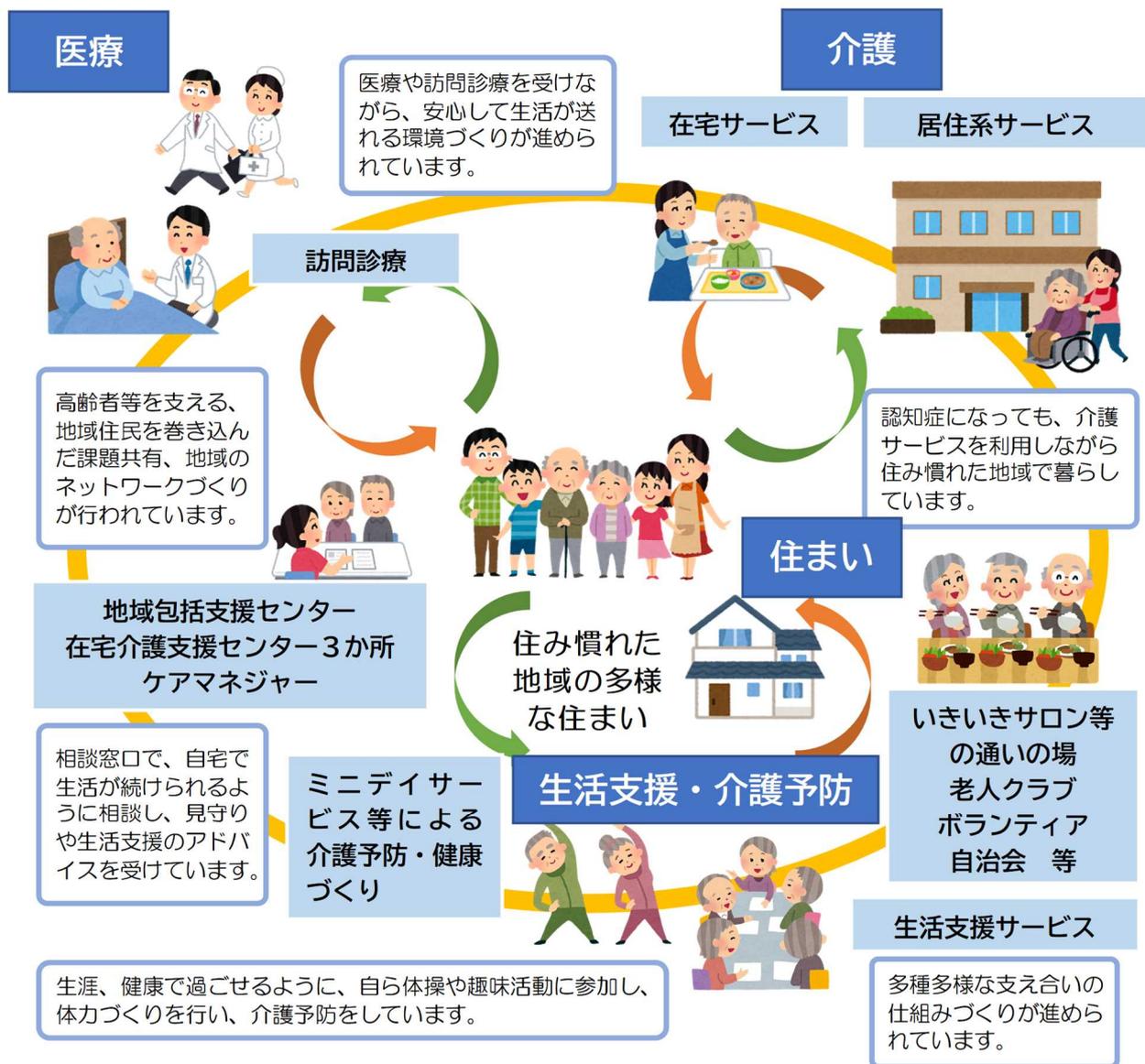
神奈川県愛川町



地域包括ケアシステムの深化・推進

本町は、少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達する令和 22 年（2040 年）までの中長期を見据えた地域共生社会の実現に向けて、この計画に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

■ 本町が推進する地域包括ケアシステムのイメージ



- 地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み**のことです。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、**認知症高齢者を地域で支える**ためにも、地域包括ケアシステムの推進が求められます。
- 地域包括ケアシステムを推進するためには、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を推進することが求められますが、同時に高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、**元気な高齢者が生活支援の担い手として、社会的役割を持って活躍するなど、生きがいや介護予防につなげる仕組み**も、ますます重要となります。

具体的には・・・（主な事業・取組みを紹介）

| | | |
|------|--------------------------------|---|
| 住まい | 有料老人ホーム | 入居する高齢者に「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを提供する施設です。 令和5年10月現在、町内に4か所立地しています。 |
| | 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業 | 高齢者グループホーム利用に係る費用のうち、経済的な負担が困難な利用者を対象に家賃及び食費に係る費用を減額した事業所に対し助成を行い、利用者の負担軽減を図るものです。 |
| 医療 | 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するものです。 |
| | 地域住民への普及啓発 | 町民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、人生会議（ACP）や在宅での看取り等に関する普及啓発を図るものです。 |
| 介護 | 中・重度者を支える在宅サービスの充実・強化 | 自宅で介護を受けたいとする高齢者が多い中で、認知症などの症状が重度化するにつれ、施設入所を希望する家族等が多い現実があります。 居宅での生活が可能となるように、在宅サービスの充実強化を図るものです。 |
| | 事業者の介護人材の確保・定着の支援 | 介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進するため、介護職等奨学金返済助成事業や転入・復職等奨励金助成事業を実施しています。 |
| 予防 | 介護予防普及啓発事業 | 介護予防を受けていない高齢者を対象に介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行う事業です。 ・らくらく水中運動教室 ・転倒予防教室 ・しゃきしゃき100歳体操 ・高齢者音楽体操教室（ボイストレーニング教室） ・認知症予防教室（コグニサイズコース） ・かみかみ100歳体操 |
| | 地域介護予防活動支援事業 | 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業です。 ・介護予防サポーター事業 ・地域介護予防事業 ・通いの場支援事業 |
| 生活支援 | 愛川・ささえあいポイント（介護予防ボランティアポイント）事業 | 65歳以上を対象に、町が指定する町内の介護保険施設などでボランティア活動を行い、その活動内容に応じてポイントが付与され、ポイントを換金することができる事業を実施しています。 |
| | 住民ボランティアによる生活支援 | 身近な住民同士の支援活動により、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、その活動に対し支援や助言を行います。また、ボランティア活動による社会参加や生きがいの促進を図ります。 |

第9期介護保険料の設定

第9期は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、第8期計画と同様に、13段階の保険料設定とし、基準額に対する保険料率は、公費投入により第1段階から第3段階の引き下げを実施しました。

なお、第8期計画期間末に保有している介護給付費準備基金残高のうち276,300千円を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めました。

■ 第9期計画期間 所得段階別保険料

| 所得段階 | | 保険料率 | 保険料年額 | 保険料月額 |
|-------|--|----------------------------------|----------|----------------|
| 第1段階 | 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 | 基準額×0.285 (基準額×0.455) (※2) | 20,862円 | 1,739円 (※3) |
| | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計が80万円以下の方 | | | |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 (基準額×0.685) | 35,502円 | 2,959円 (※3) |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 (基準額×0.690) | 50,142円 | 4,179円 (※3) |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.90 | 65,880円 | 5,490円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.00 | 73,200円 | 6,100円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.20 | 87,840円 | 7,320円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 91,500円 | 7,625円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.50 | 109,800円 | 9,150円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.70 | 124,440円 | 10,370円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 基準額×1.85 | 135,420円 | 11,285円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.00 | 146,400円 | 12,200円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 基準額×2.10 | 153,720円 | 12,810円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が1,500万円以上の方 | 基準額×2.20 | 161,040円 | 13,420円 |

※1 合計所得金額について

第1段階から第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した額

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

※2 括弧内は公費負担による軽減前の保険料率です。

※3 第1段階～第3段階の保険料月額は目安となります。

第9期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行：愛川町

編集：愛川町民生部高齢介護課 TEL：046-285-2111 FAX：046-286-5021

E-mail：kourei-kaigo@town.aikawa.kanagawa.jp